

# 経済産業委員会

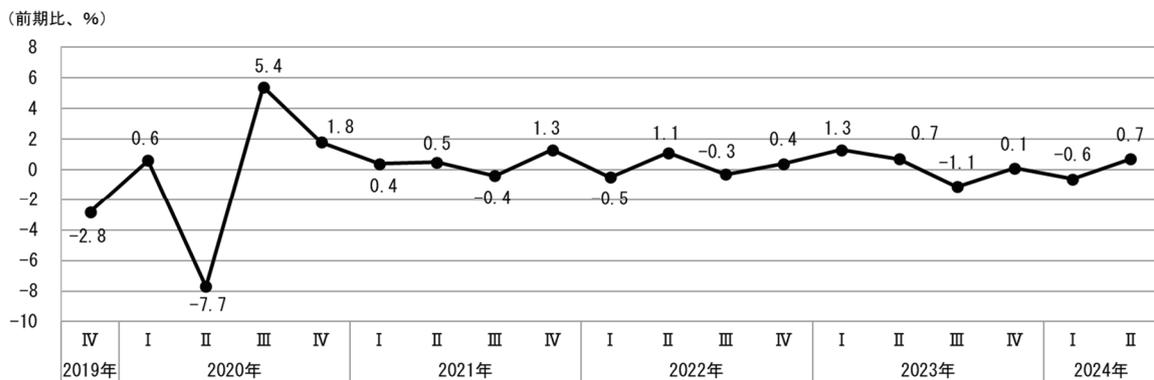
経済産業調査室

## 所管事項の動向

### 1 我が国経済の動向

我が国の実質GDP成長率は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け初めて緊急事態宣言が発出された2020年4－6月期（Ⅱ期）に前期比7.7%減と大幅マイナスになった。その後、感染症の状況や、世界的なエネルギー・原材料価格の高騰等の影響を受け、一進一退の動きが続いており、2024年4－6月期（Ⅱ期）には前期比0.7%増となった。

＜実質GDP成長率（前期比、季節調整済み）＞



(出所) 内閣府「国民経済計算（GDP統計）」を基に当室作成

## 2 中小企業政策

### (1) 中小企業の動向

我が国の中小企業・小規模事業者数は、2021年6月時点で約336万者（企業数全体の99.7%）<sup>1</sup>であるが、厳しい経営環境の下、その数は長期にわたって減少傾向にある。中小企業の業況判断DI（前年同期比）<sup>2</sup>は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、2020年4－6月期（Ⅱ期）に▲66.7（1980年の調査開始以来最低）となった。直近の2024年4－6月期（Ⅱ期）は▲15.7（前期差2.6ポイント増）となり、4期ぶりに上昇した。

倒産件数は、コロナ禍において、実質無利子・無担保融資（いわゆるゼロゼロ融資）等の政府による資金繰り支援策の効果もあり、コロナ禍前より低位にとどまっていた。しかし、コロナ関連支援の終了、円安、物価高、人手不足の影響により、2023年は8,690件（前年比35.1%増）<sup>3</sup>、2024年上半年（1－6月）は4,931件（前年同期比21.9%増）<sup>4</sup>となった。

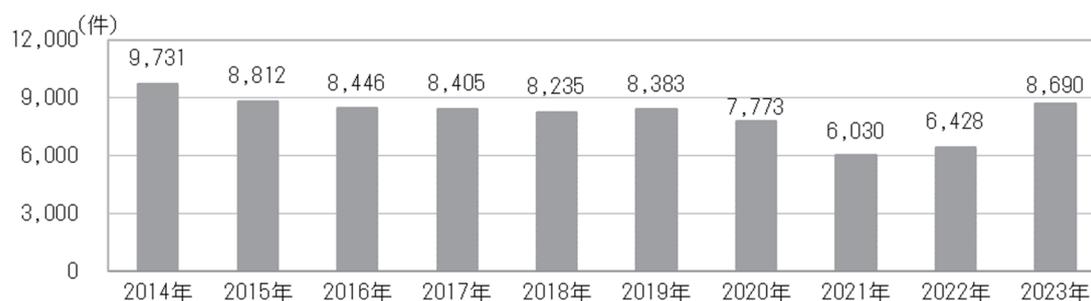
<sup>1</sup> 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数（2021年6月時点）の集計結果を公表します」（2023年12月13日）

<sup>2</sup> 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、全国の中小企業約19,000社を対象に四半期ごとに実施している「中小企業景況調査」において、前期比で「好転」と回答した企業比率から「悪化」と回答した企業比率を引いた数値を算出したもの。

<sup>3</sup> 東京商工リサーチ「2023年（令和5年）の全国企業倒産8,690件」（2024年1月15日）

<sup>4</sup> 東京商工リサーチ「2024年上半年（1－6月）の全国企業倒産4,931件」（2024年7月5日）

### ＜倒産件数の推移＞



(出所) 東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」を基に当室作成

倒産件数の増加が見込まれる中、企業が早期かつ迅速に債務を整理し、事業再構築に取り組める環境を整備することが必要であるとされている。事業再構築に取り組むに当たっては、事業価値毀損<sup>5</sup>の回避を重視し、私的整理<sup>6</sup>が活用されることも多いが、この手続には全対象債権者の同意が必要となることが課題であるとされている。

そのため、2022年には、内閣官房・新しい資本主義実現会議の下に設置された「新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会」において、「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」が提示され、多数決により金融債務の整理を容易にする事業再構築のための法制度について検討が進められた。同案についてはパブリックコメントも行われた。2024年6月には、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会の下に「事業再構築小委員会」が設置され、これまでの検討やパブリックコメントも踏まえて、事業再構築法制の整備に向けた検討が進められている。

### (2) 生産性向上等に向けた設備投資の促進

中小企業・小規模事業者向けの主な補助金として、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援する「ものづくり補助金」、小規模事業者が経営計画を自ら策定して行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金」、自社の課題やニーズに合ったITツールの導入を支援する「IT導入補助金」、新分野展開、業態転換等の思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する「事業再構築補助金」等が設けられている。

また、人手不足に悩む中小企業等の省力化投資を促進するため、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果的な汎用製品をあらかじめ補助の対象として登録したリストであるカタログ<sup>7</sup>から選択・導入することによって付加価値向上や賃上げにつながる取組を支援する「中小企業省力化投資補助金」が設けられ、2024年6月に交付申請が開始された。

<sup>5</sup> 会社更生法や民事再生法などの法的整理を申し立てることにより当該債務者の信用力が低下し、事業再建に支障が生じるおそれがある。

<sup>6</sup> 法的な倒産手続きを用いずに、当事者との合意に基づいて債務の整理を行うことをいう（金融庁「業種別支援の着眼点」（2023年3月））。

<sup>7</sup> カタログは、中小企業省力化補助金事務局のウェブサイト等で公開されている。

### (3) 下請取引の適正化

下請取引の適正化を図るため、政府は、「下請代金支払遅延等防止法（下請法）<sup>8</sup>」において、親事業者の義務及び禁止行為（買ったたき等）を定め、下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるとともに、「下請中小企業振興法<sup>9</sup>」により、下請事業者の体質強化を図っている。また、業種の特性に応じて望ましい取引事例等を示した「下請適正取引等推進のためのガイドライン」の策定、取引調査員（下請Gメン）による訪問調査、関係事業者団体に対する下請事業者への配慮要請等、様々な取組が実施されている。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費等が上昇する中、中小企業が適切に価格転嫁できる環境を整備することが重要である。そこで、政府は、9月及び3月を「価格交渉促進月間」と定め、発注企業と受注企業の価格交渉・価格転嫁を促進するとともに、受注企業に対し、その状況についてのフォローアップ調査を実施している。

特に、賃上げ原資の確保に向けて、労務費の価格転嫁が重要であることを踏まえ、2023年11月、労務費の価格転嫁に関する発注者・受注者の双方の立場からの行動指針である「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が取りまとめられた。2024年5月には「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」が改正され、コスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、春闘の妥結額等の公表資料から把握できる場合に下請代金を据え置くことも「買ったたき」に当たるとされた。

2024年7月、公正取引委員会と中小企業庁は、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」の初会合を開催した。同会合では、買ったたき規制の在り方、物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方、「下請」という用語の見直し等の論点が示されている<sup>10</sup>。

### (4) スタートアップ支援

スタートアップ（新規創業）は、イノベーションや雇用の創出、社会課題の解決等に貢献しうる重要な存在である。2022年11月に決定された「スタートアップ育成5か年計画」においては、我が国は、欧米主要国に比べ、開業率が低く、スタートアップ向け投資額やユニコーン企業数（時価総額1,000億円超の未上場企業数）も少ないとされ、今後の目標として、2027年度にスタートアップへの投資額を10倍超の規模（10兆円規模）とすることや、将来においてユニコーンを100社創出すること等が掲げられた。

主なスタートアップ支援策として、ストックオプション税制、オープンイノベーション促進税制等のスタートアップ関連税制の拡充、株式会社産業革新投資機構（JIC）による資金調達支援等が行われている。また、第213回国会（常会）において産業競争力強化法<sup>11</sup>が改正され、スタートアップなどを長期的に支援できるようJICの運用期限を2050

---

<sup>8</sup> 昭和31年法律第120号

<sup>9</sup> 昭和45年法律第145号

<sup>10</sup> 公正取引委員会・中小企業庁「円滑な価格転嫁のための取引環境の整備について」（第1回企業取引研究会（2024.7.22）配付資料）

<sup>11</sup> 平成25年法律第98号

年3月末まで延長したほか、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）によるディープテック・スタートアップ<sup>12</sup>の事業開発活動への補助業務の追加、投資事業有限責任組合（LP S）<sup>13</sup>の取得可能資産への暗号資産の追加等、スタートアップ関連の措置が講じられた。

### （5）事業承継の促進

中小企業経営者の高齢化が進むとともに、後継者不在の企業が多数存在することから、廃業の増加による雇用や技術への影響が懸念されている。事業承継を促進するため、事業承継・引継ぎ支援センターによる相談対応や事業承継計画の策定支援、事業承継・引継ぎ補助金等、様々な支援策が実施されている。特に昨今は、M&Aによる第三者承継<sup>14</sup>を行う際の支援が強化されており、中小企業庁は、中小企業が安心してM&Aに取り組める基盤を構築するためのM&A支援機関登録制度を設けているほか、M&Aを適切な形で進めるための手引きである「中小M&Aガイドライン」の策定、中堅・中小企業のグループ化を促進するため複数回のM&Aを後押しする中堅・中小グループ化税制等の支援策を講じている。

また、2024年8月、「中小M&Aガイドライン」が改訂され、不適切な譲り受け側の存在や経営者保証に関するトラブル、M&A専門業者が実施する過剰な営業・広告等の課題に対応するため、仲介者・FA<sup>15</sup>の手数料・提供業務に関する事項、広告・営業の禁止事項、利益相反に係る禁止事項等が明記された。

## 3 資源・エネルギー政策

### （1）我が国の一次エネルギー供給

我が国の「一次エネルギー供給<sup>16</sup>」は、1960年代以降、石油への依存を強めてきたが、1970年代の2度のオイルショック等を経て、石油に代わり天然ガス（液化天然ガス：LNG）や原子力等の導入が進められた。しかし、2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて原発が順次稼働を停止し、その代替として化石燃料、特にLNGの割合が上昇した。一方、再生可能エネルギーの割合は、2012年7月の固定価格買取制度（FIT制度）<sup>17</sup>の開始により上昇している。

<sup>12</sup> 「ディープテック」とは、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術をいうとされる。

<sup>13</sup> 投資事業有限責任組合（LP S：Limited Partnership）とは、業務を執行する無限責任組合員（GP：General Partner）と有限責任組合員（LP：Limited Partner）が出資を行い、その出資金を基にして共同で投資を営む組合であり、いわゆるファンドの一類型である。

<sup>14</sup> 事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、社外の第三者への引き継ぎ（M&A）の3類型に分類される。

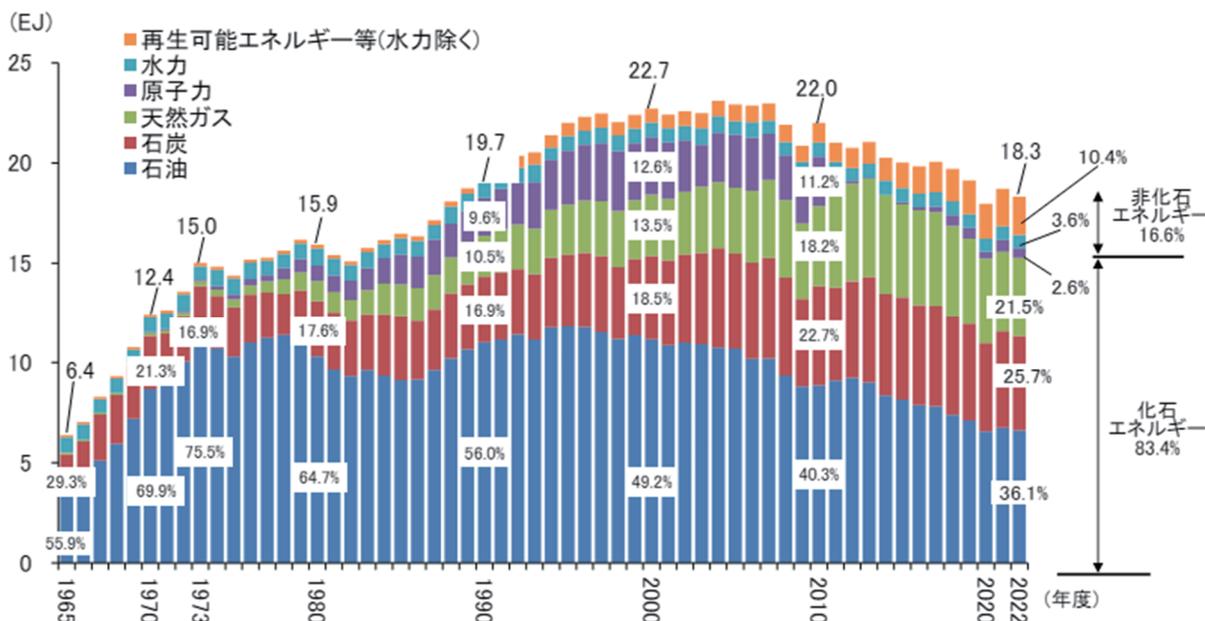
<sup>15</sup> FA（フィナンシャル・アドバイザー）とは、譲り渡し側又は譲り受け側の一方との契約に基づいてマッチング支援等を行う支援機関をいう。

<sup>16</sup> 国内で供給されている国産、輸入を含めた全てのエネルギーの量。発電所における電気エネルギーへの転換や石油精製工場におけるガソリン等の石油製品への加工等、エネルギー転換を経て、消費者に届けられる。

<sup>17</sup> Feed In Tariff：再生可能エネルギー電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを保証する制度

また、我が国の一次エネルギー供給におけるエネルギー自給率<sup>18</sup>は戦後低下を続け、原子力の発電量がゼロになった2014年度に過去最低（6.3%）を記録した。その後、再生可能エネルギーの普及や原発の再稼働により、2022年度は12.6%となった<sup>19</sup>。

＜一次エネルギー国内供給の推移＞



(出所) 資源エネルギー庁「エネルギー白書2024」

## (2) 各エネルギーの現状

### ア 化石燃料（石油、LNG、石炭）

化石燃料のうち、石油については、一次エネルギー供給の最大の割合を占めており、ホルムズ海峡における中東情勢の地政学的リスク<sup>20</sup>や新興国での需要増大等を受けて、調達先の多角化、海外権益の確保、国家・民間での備蓄<sup>21</sup>等が進められている。

LNGについては、他の化石燃料に比べてCO<sub>2</sub>排出量が少ないため、その需要が世界的に拡大していることに加え、ロシアによるウクライナ侵略の影響等を踏まえ、戦略的にLNGを確保する仕組みを構築するなど、安定供給に向けた取組が進められている。

石炭については、他の化石燃料に比べてCO<sub>2</sub>排出量が多く、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、非効率な石炭火力のフェードアウトを推進す

<sup>18</sup> 原子力発電のウラン燃料は輸入されているが、再処理することで再び燃料として利用が可能であるため、IEA（国際エネルギー機関）は原子力を国産エネルギーとして一次エネルギー自給率に含めている。

<sup>19</sup> 資源エネルギー庁「2022年度エネルギー需給実績（確報）」

<sup>20</sup> 原油の95.2%（2022年度）、LNGの9.0%（同）が中東地域からの輸入であり、多くが狭隘なホルムズ海峡を経由する（資源エネルギー庁「エネルギー白書2024」）。

<sup>21</sup> 2024年7月末で、国家備蓄が4,163万kℓ（143日分）、民間備蓄が2,682万kℓ（92日分）など計244日分備蓄されている（資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」（2024年9月））。

るとされている<sup>22</sup>。

世界規模で脱炭素化の動きが進む中、政府は、燃料の脱炭素化を図るため、燃焼時のCO<sub>2</sub>を排出しない水素やアンモニア等の利活用に向けた研究開発や社会実装の支援を行っている。

## イ 再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス）

再生可能エネルギーは、FIT制度の開始により導入量が拡大しており、2022年度の電源構成に占める割合は20%超となっている。一方で、FIT制度に基づく買取費用(国民負担)の増大<sup>23</sup>、発電量等が変動する再生可能エネルギー由来の電力の送電抑制等が課題となっている。これらの課題への対応策として、市場価格と連動させて賦課金による国民負担の抑制等を図るFIP制度<sup>24</sup>が2022年4月より開始されたほか、地域間連系線の増強等、次世代電力ネットワークの形成に向けた取組が進められている。

## ウ 原子力

原子力発電は、気候や地政学的リスク等の変動要因が少なく、安定供給が可能な「ベースロード電源」として利用が進められ、2010年度の電源構成に占める割合は約25%であったが、東京電力福島第一原子力発電所事故を経た2022年度では約6%となっている。原子力発電所については、原子力規制委員会の「新規制基準」(2013年7月施行)に適合すると認められた12基が再稼働している(2024年9月現在)。政府は、近年の脱炭素化及びエネルギー安定供給の確保の観点から、安全確保を大前提として原子力の活用を進めることとしており、2023年5月に成立した「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(GX脱炭素電源法)<sup>25</sup>」において、発電用原子炉の運転期間の延長<sup>26</sup>に関する規定の整備等が行われている。

また、福島第一原発の原子炉建屋に流れ込む地下水により発生した汚染水は、多核種除去設備(ALPS)等で処理した上で原発敷地内において保管されてきたが、2023年8月24日からALPS処理水の海洋放出が行われている。政府は、処理水の処分に伴う風評影響等に対処するため、処理水の処分完了まで全責任をもって取り組む方針を示している。

<sup>22</sup> 岸田内閣総理大臣(当時)は、2023年11月30日からアラブ首長国連邦で開催された「国連気候変動枠組条約第28回締約国会議(COP28)」の首脳級会合で演説を行い、国内では排出削減対策が講じられていない石炭火力発電所の新規建設は行わない方針を表明した。

<sup>23</sup> 再生可能エネルギー電気と通常の電気料金との差額は「賦課金」として電力利用者が負担しており、標準家庭の月額負担額は、2024年度では1,396円となっている。また、同年度の買取費用の総額は約4.8兆円に達する見込みである(経済産業省HP)。

<sup>24</sup> Feed In Premium: FIT制度のように固定価格で買い取るのではなく、再生可能エネルギー発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアムを上乗せして交付する制度

<sup>25</sup> 令和5年法律第44号。①特に重要な送電線の整備計画の認定制度の創設、②原子炉の運転期間(40年)の延長に関する規定の整備、③原子力利用の価値及び国・事業者の責務の明確化等を内容とする。

<sup>26</sup> 原子炉の運転期間については、従来40年とされ、延長は一回に限り、20年まで可能であった。GX脱炭素電源法では、運転期間について、最大60年(原則40年、延長20年)とする枠組みを維持した上で、原子力規制委員会による安全性確認を大前提として、この60年のカウントから原子力事業者の予見し難い事由(安全規制に係る制度や運営の変更、仮処分命令等)による運転停止期間を除外することとされた。

資源の乏しい我が国は、原子力発電所で生じた使用済燃料を再処理して、再度発電に利用する「核燃料サイクル」への取組を進めている。最終的に発生する高レベル放射性廃棄物は地層処分することとされており、最終処分地選定手続の第一段階に当たる文献調査<sup>27</sup>が、北海道寿都（すつつ）町及び神恵内（かもえない）村において2020年11月から、佐賀県玄海町において2024年6月から開始された。

### (3) エネルギー基本計画の見直しに向けた検討

エネルギー基本計画は、政府がエネルギー政策の基本的な方向を示すために策定するもので、「エネルギー政策基本法<sup>28</sup>」において、少なくとも3年ごとに見直しの検討を加えなければならないとされている。2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定されて以降、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化し、脱炭素化の進展に加えて、生成AIなどによるDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴う電力需要の増加の可能性も指摘される中、政府は、「GX2040ビジョン<sup>29</sup>」の策定に向けた動きと連動して、2024年5月から「第7次エネルギー基本計画」の策定の検討を進めており、年度内の策定に向けて、脱炭素電源（再エネ、原子力等）の活用を踏まえたエネルギー政策の方向性やエネルギーミックスの在り方等に関する議論が行われている。

### (4) GX実現に向けた動き

#### ア 我が国の脱炭素化への取組全般

世界規模での脱炭素化に向けた動きを背景として、2020年10月に菅内閣総理大臣（当時）が2050年カーボンニュートラルを宣言し、同年12月には、経済と環境の好循環を作っていく産業政策として、グリーンイノベーション基金の創設等を盛り込んだ「グリーン成長戦略」が策定された。また、2021年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を表明した。

こうした中、脱炭素化に向けた取組と産業競争力強化・経済成長を同時に実現する経済社会システム全体の変革とされるGX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた投資競争が世界規模で加速している。加えて、2022年2月のロシアによるウクライナ侵略は、国際的なエネルギー情勢を一変し、我が国を取り巻くエネルギー安全保障上の課題を浮き彫りにした。

こうした変化を契機として、政府は、2023年2月、産業・社会構造の変革や安定的で安価なエネルギー供給を実現するための今後10年のロードマップである「GX実現に向け

---

<sup>27</sup> 処分地選定には、段階的な技術的調査（文献調査、概要調査、精密調査）が必要であり、最初に行う文献調査は、地質図や学術論文などの文献・データを基にした机上調査である。文献調査は、概要調査を実施するかどうかを検討するための材料を集める事前調査的な位置付けとされている。

<sup>28</sup> 平成14年法律第71号

<sup>29</sup> 産業構造、産業立地、技術革新、消費者行動といった経済社会全体の大変革と脱炭素への取組を一体的に検討するための、2040年に向けた新たな国家産業戦略であり、現在、GX実行会議で検討が進められている（後述）。

た基本方針」を閣議決定した。この方針等に基づき、GX実現に向けて必要となる関連法として、2023年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）<sup>30</sup>」及びGX脱炭素電源法、2024年5月には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法）<sup>31</sup>」及び「二酸化炭素の貯留事業に関する法律（CCS事業法）<sup>32</sup>」が成立している。

政府は、こうした一連のGX政策をさらに発展させるため、2040年に向けた新たな国家産業戦略である「GX2040ビジョン」の策定に向けた議論を2024年5月から開始している。

## イ カーボンプライシング制度の詳細設計に向けた検討

GX推進法では、カーボンプライシング制度<sup>33</sup>の在り方について、法施行後2年以内に必要な法制上の措置を講ずることが規定されている。また、同法に基づき2023年7月に閣議決定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」では、2026年度に排出量取引制度を本格稼働する方針が示されている。現在、政府は、2026年度からの本格運用に向けた制度の具体的な設計について論点整理を行うなど、制度の法定化に向けた検討を進めている。

### (5) エネルギー価格高騰問題

政府は、ガソリン価格等の燃料価格の高騰対策として、2022年1月より「燃料油価格激変緩和対策事業」を実施している。また、化石燃料価格の上昇による電気・ガス料金の高騰対策として、2023年1月から2024年5月末まで「電気・ガス価格激変緩和対策事業」を実施した。

岸田内閣総理大臣（当時）は、2024年6月21日の記者会見において、物価水準が高止まる中で地方経済や低所得世帯に即効性の高いエネルギー補助を行う必要があるとして、「燃料油価格激変緩和対策事業」を2024年末まで継続することとし、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」については、2024年8月から10月までの期間に限り実施する方針を示した。

政府は、これまでに燃料油価格激変緩和対策事業として約7.1兆円、電気・ガス価格激変緩和対策事業として約3.9兆円の予算措置を行っている。

<sup>30</sup> 令和5年法律第32号。①GX推進戦略の策定、②GX投資の支援のためのGX経済移行債の発行、③カーボンプライシングの導入（2028年度からの化石燃料の輸入事業者等への賦課金の徴収及び2033年度からの発電事業者に対する負担金の徴収）等を内容とする。

<sup>31</sup> 令和6年法律第37号。①低炭素水素等供給等事業に関する計画認定制度の創設、②認定を受けた事業者に対する支援措置等を内容とする。

<sup>32</sup> 令和6年法律第38号。CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）とは、CO<sub>2</sub>を分離・回収し、地下に貯留する技術を意味する。CCS事業法は、①貯留事業・試掘の許可制度の創設、②貯留事業・試掘に関する事業規制・保安規制の整備等を内容とする。

<sup>33</sup> 企業等の排出するCO<sub>2</sub>に価格をつけ、それによって排出者の行動を変容させるために導入する政策手法。代表的な手法として、「炭素税」（企業等が燃料や電気を使用して排出したCO<sub>2</sub>に対して課税）や「排出量取引」（企業ごとに排出量の上限を決め、それを超過する企業と下回る企業との間でCO<sub>2</sub>の排出量を取引）、「クレジット取引」（CO<sub>2</sub>の削減を「価値」と見なして証書化し、売買取引を行う）等がある。

## 4 産業政策

### (1) 自動車産業

自動車産業はG XとD Xの2つの側面での産業構造変化が進んでいる。

G Xでは、世界的な脱炭素化への移行に伴い、各国が相次いでガソリン車規制に関する方針を表明しており、電気自動車をはじめとする車の電動化が世界で進んでいる。2023年の電気自動車の世界販売台数は前年比25.8%増の約909万台、ハイブリッド車は同31.4%増の約459万台、プラグインハイブリッド車は同46.0%増の約392万台となったとされている<sup>34</sup>。

#### <主要国の電動化目標>

日本	2035年までの乗用車新車販売での電動車（電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車）100%
EU	2035年以降、ガソリン車（プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車を含む）の販売禁止としていたものの、2023年3月、合成燃料のみで走行する内燃機関車の新車販売も可能とすることで合意
中国	2027年までに新車販売の45%を電気自動車等の新エネルギー車に
米国	2030年までに新車販売の半数を電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車に

(出所) 各種報道資料を基に当室作成

D Xでは、自動車を取り巻くデジタル技術の進展に伴い、自動車産業のバリューチェーンや産業構造に大きな変化がもたらされ、自動車を巡る競争は、グローバルなゲームチェンジが起ころつつある。例えば、ソフトウェアを起点とした車両開発（SDV：ソフトウェア・デファインド・ビークル）が進み、ソフトウェアのアップデートにより、自動車の性能向上や機能の追加等といった新たな価値が提供されるといったことが生じている。こうした、自動車分野のD Xを巡る国際競争を勝ち抜く観点から、政府は、2024年5月に、官民で目指すべき中長期目標の設定と、その実現に向けたロードマップの策定等を盛り込んだ「モビリティD X戦略」を策定した。

### (2) 半導体

近年、デジタル化の進展に伴うデジタル機器の需要拡大等により世界的に半導体の需給がひっ迫したことを踏まえ、各国で経済安全保障及び産業政策の観点から半導体の生産基盤を自国内に構築するための支援策を打ち出す動きが見られる。

我が国においても、①超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された第5世代移動通信システム（ポスト5G）に用いられる先端半導体製造技術の開発事業等を支援する「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業」、②高性能な半導体の生産拠点を確保する「特定半導体基金事業」、③「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法）<sup>35</sup>」に基づき、特定重要物資として半導体を指定し、各種半導体の国内生産能力を維持・強化することとする「半導体のサプライチェーン

<sup>34</sup> 『産経新聞』（2024.5.3）調査会社マークライズ社の集計。

<sup>35</sup> 令和4年法律第43号

強靱化支援事業」の3つの支援策を行っている。

＜ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の主な採択状況＞

採択日	事業者名	事業概要	最大助成額
2022年11月11日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	700億円
2023年4月25日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	2,600億円
2023年10月3日	マイクロンメモリジャパン	次世代型メモリの研究開発	250億円
2023年12月21日	サムスン	後工程技術の研究開発	200億円
2024年4月2日	Rapidus（ラピダス）	先端半導体製造技術の開発	5,900億円

（出所）政府資料等を基に当室作成

＜特定半導体基金事業の採択状況＞

採択日	事業者名	主要製品	最大助成額
2022年6月17日	TSMC、JASM	ロジック半導体（22/28nm・12/16nm）	4,760億円
2022年7月26日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	3次元フラッシュメモリ （第6・8世代製品）※	929.3億円
2022年9月30日	マイクロンメモリジャパン等	DRAM（1β世代）	464.7億円
2023年10月3日	同上	DRAM（1γ世代）	1,670億円
2024年2月6日	キオクシア、 ウェスタンデジタル等	3次元フラッシュメモリ （第8・9世代製品）	1,500億円
2024年2月24日	TSMC、JASM	ロジック半導体（6nm・12nm）	7,320億円

※2024年2月6日の変更の認定により、第8世代製品が追加された。

（出所）政府資料等を基に当室作成

また、2024年6月21日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針2024）において、半導体分野について、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととし、その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとされた。7月24日、岸田内閣総理大臣（当時）は、次世代半導体の量産を目指すラピダスの建設予定地の視察後の記者会見において、必要な法案を早期に国会に提出する方針を表明した。

(3) 循環経済実現に向けた制度見直し

近年、循環経済（サーキュラーエコノミー）<sup>36</sup>への転換の必要性が高まっており、2023年3月に経済産業省において循環経済政策に係る総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定された。その後、同省の審議会で関連法制の拡充・強化について検討が行われ、2024年6月に報告書<sup>37</sup>が取りまとめられた。また、7月30日には国家戦略として循環経済を推進するため、「循環経済に関する関係閣僚会議」の初会合が開催され、岸田内閣総理大臣（当時）は、循環経済の推進に向けた政策パッケージを年内に取りまとめるよう指示した。

<sup>36</sup> バリューチェーンのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る経済。

<sup>37</sup> 産業構造審議会 産業技術環境分科会 資源循環経済小委員会「成長志向型の資源自律経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する中間とりまとめ案」（2024.6.27）

## 5 知的財産政策

我が国の知的財産政策は、知的財産基本法に基づき毎年策定される「知的財産推進計画」にのっとり推進されている。2024年6月4日に策定された「知的財産推進計画2024」では、我が国のイノベーションを創出・促進するため、①AI技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて、AI開発者や権利者等の関係者の取組を促進すること、②国際標準化に関する総合的な国家戦略を2025年春を目途に策定すること、③高度知財人材の戦略的育成・活躍を推進すること等を明記している。また、クールジャパンについては、同日、「新たなクールジャパン戦略」が策定され、コンテンツ産業をはじめとするクールジャパン関連産業を基幹産業として位置付け、2033年までに海外展開を50兆円まで拡大する目標等が掲げられた。同戦略における今後の取組については「知的財産推進計画2024」にも盛り込まれている。

### <知的財産推進計画2024の全体像>

1. 知的財産の創造（国内のイノベーション投資の促進、知財・無形資産への投資による価値創造、AIと知的財産権）
2. 知的財産の保護（技術流出の防止、海賊版・模倣品対策の強化）
3. 知的財産の活用（産学連携による社会実装の推進、標準の戦略的活用の推進等）
4. 高度知財人材の戦略的な育成・活躍（研究開発における人材育成・流動化、コンテンツ開発や利活用における人材育成、知財活用を支える人材基盤の強化）
5. 新たなクールジャパン戦略・コンテンツ戦略（海外へのビジネス展開等）

（出所）知的財産戦略本部「知的財産推進計画2024（概要）」を基に当室作成

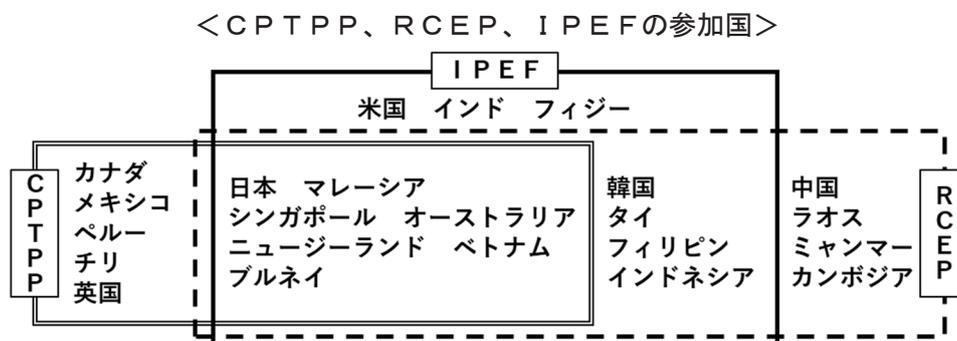
## 6 通商政策

2000年代後半以降、WTO（世界貿易機関）での多国間交渉が難航・長期化する中、世界の主要国は貿易・投資の拡大のため、積極的に二国間・地域間の経済連携協定（EPA／FTA）を締結するようになっている。

我が国では2024年5月現在、20の経済連携協定が発効済みであり、2016年2月に署名されたTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）及び同協定から米国が離脱したことを受けて残りの11か国で2018年12月に発効したCPTPP協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結を進めたほか、2022年1月に発効したRCEP協定（地域的な包括的経済連携協定）にも参加している。CPTPP協定については、2023年7月に英国の加入が正式に承認され、2024年12月15日までに英国が加入する議定書が発効する見通しである。このほかにも中国、台湾、エクアドル、コスタリカ、ウルグアイ、ウクライナが加入を申請している。

2022年5月にはIPEF（インド太平洋経済枠組み）が立ち上げられた。これは米国を含む14か国が参加する経済枠組みであり、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」の4つの分野について交渉を進めることとしているが、EPAやFTAとは異なり、関税についての交渉は行わないこととされ、インドは「貿易」分野の参加を見送っている。2023年5月にはサプライチェーンの途絶時における連携手続等を規定する「IPEFサプライチェーン協定」が実質妥結に至り、2024年2月に発効した。クリーン

エネルギーへの移行等に関する「IPEFクリーン経済協定」及び贈収賄を含む腐敗行為の防止に取り組む「IPEF公正な経済協定」は、2023年11月に実質妥結に至っており、残る交渉分野は「貿易」のみとなった。



(出所) 当室作成

## 7 独占禁止政策

### (1) 公正取引委員会の概要

我が国の独占禁止政策は、独立行政委員会である公正取引委員会において進められている。同委員会は、独占禁止法及び下請代金支払遅延等防止法等について、違反行為の調査及び排除措置命令等のほか、各種ガイドラインの策定等を行っている。

### (2) スマートフォンのソフトウェアに係る競争環境の整備

スマートフォンが国民生活及び社会経済活動の基盤となる中、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）に係る市場は、特定少数の有力な事業者による寡占状態にあり、新規参入が妨げられるなど、公正かつ自由な競争が妨げられている。このため、特定ソフトウェアに係る競争環境を整備するため、第213回国会（常会）で「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（スマートフォンソフトウェア競争促進法）<sup>38</sup>」が成立した。

同法は、一定規模以上の特定ソフトウェア事業者を規制対象事業者として指定するとともに、指定事業者に対して、禁止事項（他の事業者がアプリストアを提供することを妨げる行為の禁止等）や遵守事項（データの管理体制の開示義務等）のほか、指定事業者によるこれらの遵守状況等に関する報告書の提出、違反行為に対する排除措置命令・課徴金納付命令等を定めており、2025年末までに施行される予定である。

内容についての問合せ先  
 経済産業調査室 深谷首席調査員（内線 68560）

<sup>38</sup> 令和6年法律第58号